

**京都市消費生活基本計画 推進状況** (平成18年11月末現在)

**< 総 括 表 >**

基本方針	取組項目	新規・充実項目			継続項目	
		推進状況				
		実施済	着手	未着手		
1 安心・安全な消費生活環境の整備	34 (1)	6 (1)	3 (1)	3 (0)	0 (0)	
2 消費者被害の救済	20 (0)	11 (0)	1 (0)	5 (0)	5 (0)	
3 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保	21 (5)	20 (5)	3 (1)	11 (4)	6 (0)	
4 消費者の自立支援	54 (8)	30 (5)	9 (3)	9 (0)	12 (2)	
5 豊かにくらすことができる環境の整備・創造	49 (23)	16 (10)	5 (2)	3 (2)	8 (6)	
計	178 (37)	83 (21)	21 (7)	31 (6)	31 (8)	
( ) は再掲項目数						



**京都市消費生活基本計画 推進状況** (平成18年11月末現在)

**< 新規・充実項目 >**

	項目数	推進状況		
		実施済	着手	未着手
<b>新規項目</b>	<b>26 (7)</b>	2 (0)	13 (2)	11 (5)
うち18年度重点項目	20 (6)	2 (0)	12 (2)	6 (4)
<b>充実項目</b>	<b>57 (14)</b>	19 (7)	18 (4)	20 (3)
うち18年度重点項目	18 (7)	13 (5)	5 (2)	0 (0)
<b>計</b>	<b>83 (21)</b>	21 (7)	31 (6)	31 (8)
うち18年度重点項目	38 (13)	15 (5)	17 (4)	6 (4)

( ) は再掲項目数

※ 本文中、⑯は平成17年度、⑰は平成18年度を示す。

## 基本方針1 安心・安全な消費生活環境の整備

新規3 充実3 (うち18年度重点3)

### (1) 安全の確保

#### ア 食品の安全の確保

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
	○		<b>2 緊急時の事業者による危害情報提供への協力</b> 市民総合相談課(市民生活センター)ホームページにおいて、危害情報を積極的に提供する。	○			事例なし	文化市民局 市民総合相談課
	○	⑯	<b>3 「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」の創設</b> (社)京都市食品衛生協会を実施機関として、市内飲食店及び食品製造施設に対して自主衛生管理の認証を行い、市内の食品関係施設の食品衛生水準の向上を図る。	○			平成18年5月同認証マークを公募し、9月認証マーク受賞式及び(社)京都市食品衛生協会に対して実施機関の指定書交付式を開催した。 10月認証申請受付を開始するとともに、第1回認証新規講習会*を開催した。 * 施設に適した衛生管理に関するマニュアルの作成等のため、食品事業者は申請前に受講が必要である。 <今後の予定> • 引き続き、認証新規講習会を実施する。 • 申請に対して、審査のうえ認証の承認を行う。	保健福祉局 生活衛生課

#### イ ものの安全の確保

			<b>2 緊急時の事業者による危害情報提供への協力（再掲）</b> 市民総合相談課(市民生活センター)ホームページにおいて、危害情報を積極的に提供する。	○			<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室暖房乾燥機に関する注意喚起</li> <li>・半密閉式ガス瞬間湯沸器に関する注意喚起</li> <li>・シュレッダーに関する注意喚起</li> <li>・卓上型食器洗い乾燥機に関する注意喚起</li> <li>・温水式浴室暖房乾燥機の火災事故に関する注意喚起</li> <li>・電気冷蔵庫に関する注意喚起</li> <li>・カーボンヒーター・セラミックヒーターに関する注意喚起</li> <li>・「リモコン付き電気ストーブ」の誤作動に関する注意喚起</li> </ul>	文化市民局 市民総合相談課
--	--	--	---	---	--	--	--	------------------

## ウ 建物の安全の確保

○	<p><b>1 建物の耐震対策の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・木造住宅耐震診断士派遣事業 派遣件数の増</li><li>・京町家の耐震対策の推進 新たに,京町家の耐震診断手法を整備し,京町家の耐震診断・耐震改修の推進を図る。</li></ul>	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・木造住宅耐震診断士派遣事業 実施予定件数増 ⑯150件 ⇒ ⑰200件</li><li>・京町家の耐震対策の推進<ul style="list-style-type: none"><li>⑯京町家に適した耐震診断手法の調査</li><li>⑰京町家に適した耐震診断手法の整備,検討</li></ul></li></ul> <p>◆その他継続取組</p> <p>*1 特定建築物(多数の人が利用する病院,百貨店,事務所等の一定の建築物)について,耐震診断に基づき,現行の耐震基準を満たすように耐震改修を行おうとする所有者に対し,耐震改修計画の認定を行う。 ⑯認定件数5件 ⇒ ⑰(9月末現在) 認定件数5件</p> <p>*2 耐震改修促進のため,補助対象地区内において,耐震診断の結果,倒壊の危険性があると判断された住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。 ⑯ 相談件数153件 助成件数1件 ⇒ ⑰(9月末現在) 相談件数97件 申請件数3件</p>	都市計画局 指導課
---	---	---	---	--------------

\*1  
都市計画局  
指導課

\*2  
都市計画局  
住宅政策課

## (2) 適切な商品選択が行える環境の確保

### ア 商品・サービスに関する情報の適正化の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
○		⑯	<b>1 広告・表示等に関するガイドライン策定の検討</b> 子ども、高齢者、障害者等にもわかりやすく、それぞれの特性に配慮した広告・表示等に関するガイドラインを策定し、事業者の適切な活動を促進させる。		○		今後、「子どもや高齢者、障害者に配慮した表示に関する調査」(⑯実施)も参考に、どのようなガイドラインが適当なのか検討していく。	文化市民局 市民総合相談課
○		⑯	<b>9 京もの履歴表示の促進</b> 京都の伝統産業製品に関する「京もの」としての正確な情報を消費者に提供し、他産地製品や海外製品との違いを明確にするため、生産履歴管理の仕組みを構築しようとする生産者組合等の取組を支援する。		○		生産履歴管理の仕組みを構築しようとする生産者組合と実施に向けて協議中。生産者組合では、公開情報の内容、検査の仕組み等について検討を重ねている。	産業観光局 伝統産業課

イ 生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向けた取組の推進 (新規・充実項目なし)

## 基本方針2 消費者被害の救済

新規3 充実8 (うち18年度重点2)

### (1) 消費生活相談・被害の救済

○	<b>1 消費生活専門相談員による助言及びあっせん</b> 消費生活専門相談員が複雑多様化する消費社会の仕組み等を迅速に把握し、相談者に対して適正な助言及びあっせんを行えるよう、各種研修会への参加等そのスキルアップを図るとともに、講座会場等における出張相談の開催などによるPRを兼ねた相談機会の拡大を図る。	○	研修実施 17年度 7人 18年度 7人(予定含む) <今後の予定> 3月に近畿経済産業局及び京都府と合同で開催する学生向けのマルチ被害に関するセミナー会場において、出張相談コーナーを開設する。	文化市民局 市民総合相談課
○	<b>2 消費生活審議会の調停制度の活用</b> 消費生活審議会(苦情処理部会)に対し、あっせんが不調に終わった事例等の報告を行うことなどにより、調停制度の活性化を図る。	○		文化市民局 市民総合相談課
○	<b>3 消費生活週末(土・日)電話相談の充実</b> 現在の週末(土日)相談に加え、祝日等にも相談に応えられるよう開設日の拡充を図る。	○	開設日数 延53日 受付件数 643件 1日平均受付件数 12.1件 (9月末現在)	文化市民局 市民総合相談課
○	<b>4 電子メール等による相談の実施</b> 様々な障害のため、来所や電話による消費生活相談が困難な市民のために、新たに、電子メールによる相談を実施する。多様なアクセス方法により情報を提供することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。	○		文化市民局 市民総合相談課
○	<b>6 事業者に対する指導等の強化</b> 消費者被害の救済を推進するため、事業者への不適正な取引行為に関する指導を強化する。	○	指導件数 17年度 9件 18年度 7件 (9月末現在)	文化市民局 市民総合相談課
○	<b>8 京都府、京都府警察、京都弁護士会はじめとした関係機関等との連携強化</b> 悪質な事業者への対応強化や迅速な被害救済を図るために、悪質な事業者対策等に関する京都府との連携策の協議や、京都府警と共同した被害相談者対応など、更なる連携強化を図る。	○	合同事例研究会 4回出席 ヤミ金対策連絡協議会 2回出席 *主催は、いずれも京都弁護士会 <今後の予定> 3月に近畿経済産業局及び京都府と合同で開催する学生向けのマルチ被害に関するセミナー会場において、出張相談コーナーを開設する。	文化市民局 市民総合相談課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			担当課	
				実施済	着手	未着手		
○	(18)	10 消費者団体訴訟制度への支援策の検討 平成19年6月7日から導入される消費者団体訴訟制度について、適格消費者団体に対する消費生活相談情報の提供等の支援策を検討する。	○	○	○	○	京都市消費生活関係機関等連絡調整合同会議(11月2日開催)において、学識経験者による消費者団体訴訟に関する講演を実施した。 <今後の予定> 国等の動向を見定め検討する。	文化市民局 市民総合相談課
○		11 不招請勧誘への更なる対応の検討 条例改正により、「不招請執よう勧誘」については不適正な取引行為として規定したが、消費者被害の未然防止の観点から、さらに、消費者が拒絶の意思表示する機会を事業者に明示させること等を検討する。			○	○	<今後の予定> 国等の動向を見定め検討する。	文化市民局 市民総合相談課

## (2) 消費生活相談に関連する各種専門相談の充実

### ア 各種相談事業の推進 (新規・充実項目なし)

### イ 関係機関・団体等との連携の強化

○		1 本市の相談窓口のネットワーク化の推進 府内連絡会議の開催等により、各相談窓口との協議や情報交換を推進し、連携して相談に当る。	○	○	平成18年10月,第1回府内連絡会議を開催した。	文化市民局 市民総合相談課
○		2 災害等緊急時における連携のあり方の検討 京都市防災計画に基づく臨時相談窓口の開設に関して、被災都市の前例等を参考に、警察等行政機関及び各種関係民間団体とその連携のあり方を協議し、万一の場合でも速やかに開設できる体制を整える。		○		文化市民局 市民総合相談課
○	(18)	3 日本司法支援センター京都地方事務所との連携 日本司法支援センター京都地方事務所(法テラス京都)と十分な連携を図り、消費者被害の迅かつ的確な救済をする。	○	○	平成18年9月13日、日本司法支援センター第1回京都協議会に出席、関係団体等で連携について協議した。なお、同センターは平成18年10月2日からの業務を開始した。	文化市民局 市民総合相談課

## 基本方針3 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保

新規4 充実16 (うち18年度重点6)

### (1) 消費者被害の未然防止、拡大防止

#### ア 消費者被害に関する情報提供の推進

<input type="radio"/>	<b>1 緊急時における事業者名等の公表</b> 今なお手口の巧妙化が進む架空請求被害の事例に関して、ホームページ以外の啓発情報誌にも事業者名の公表だけでなくその手口に関する記事を掲載し、被害の未然防止を図る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<今後の予定> 相談情報誌「京・暮らしの安心安全情報」や生活情報誌「マイシティライフ」への記事掲載を速やかに開始する。	文化市民局 市民総合相談課
<input type="radio"/>  <sup>⑯</sup>	<b>2 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進</b> 消費生活相談に寄せられる苦情や消費者被害に関する統計情報をより迅速に提供することにより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年10月、ホームページのリニューアルを行った。</li> <li>また、統計情報に加え、悪質商法やその対処法に関する情報等をまとめた「京・暮らしの安心安全情報」を毎月発行している。併せて、ホームページにおいても発信している。<sup>⑰</sup>6ヶ月に1回 ⇒ <sup>⑯</sup>毎月1回</li> </ul>	文化市民局 市民総合相談課
<input type="radio"/>	<b>3 他都市との広域情報交換及び全国消費生活ネットワークの活用による被害情報の迅速、的確な把握</b> 現在実施している近畿圏各都市との情報交換会議(近畿相談担当者連絡会議 年2回開催)に加えて、指定都市4市による事業者対策会議の開催などにより、広域的・統一的な対策を講じられる環境を整備する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		文化市民局 市民総合相談課
<input type="radio"/>	<b>4 緊急時の事業者による危害情報提供への協力（再掲）</b>	<input type="radio"/>		参照 1-(1)-ア-2, 1-(1)-イ-2	
<input type="radio"/>	<b>5 「出前講座」の充実</b> 各会議・会合等、様々な機会をとらえ広く悪質商法に関する講座等を行うとともに、消費者リーダーの育成や地域における見守り活動の支援等のための講座等、市民・消費者の特性に応じたテーマに基づき内容の充実を図る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		文化市民局 市民総合相談課

## イ 関係機関・団体等との連携の強化

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			担当課
				実施済	着手	未着手	
	○		<b>1 京都府, 京都府警察, 京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化（再掲）</b>		○		参照 2-(1)-8
	○	(18)	<b>2 大学コンソーシアム京都, 大学等への情報提供の実施</b> 大学の学生生活支援担当部署, 大学コンソーシアム京都等へ消費生活に関する情報を提供する。 また, 新たに電子メールによる提供を推進する。		○		情報提供 5回 大学の学生生活支援担当部署, 大学コンソーシアム京都に対し, FAXにより情報提供を行うとともに, 10月からは, 希望する大学には電子メールによる情報提供を行っている。(電子メールは上記5回のうち4回目から) 文化市民局 市民総合相談課
	○		<b>3 関係機関・団体等との連携による高齢者・障害者等への情報提供の推進</b> 「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」(事務局 保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)を通じ, 判断能力の低下が危惧される高齢者, 障害者等の消費者トラブルに関しての情報提供を行っている。 ⑯から第1部会の検討項目として「安心・安全な消費生活環境を整備するための取組」を設けており, 今後さらに積極的に情報を提供していく。		○		「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」総会出席1回 (消費生活基本計画素案, 平成17年度消費生活相談等について, 情報提供及び意見交換) 文化市民局 市民総合相談課
	○		<b>4 消費者団体, 事業者団体との連携による情報提供の実施</b> 消費者団体, 事業者団体と積極的に連携し, 消費者被害の未然防止・拡大防止のための情報提供を行う。		○		・ 平成18年10月, 消費者団体懇談会, 事業者団体懇談会を立ち上げ11月2日に合同会議を開催した。 ・ 消費者団体等に対し, 「京・くらしの安心安全情報」の配布を始めた。 ◆その他の継続取組 ＊ 消費者団体へ生活情報誌「マイシティライフ」をはじめとする啓発パンフレットを配布している。 文化市民局 市民総合相談課
○	(18)		<b>5 消費者団体訴訟制度への支援策の検討（再掲）</b>		○		参照 2-(1)-10

## ウ 地域等におけるネットワークの活用

○	<b>1 地域の安心安全ネットワーク形成事業の推進</b> 小学校区又は元学区単位で、地域住民(各種団体)と区役所・支所、学校、警察署、消防署などの関係機関が連携し、防犯、防災、子どもの安全、地域福祉など幅広い地域の安心・安全の確保に取り組み、地域の総合的な安心安全ネットを構築する。	○	72 学区で着手。(⑯4 学区 ⑰25 学区 ⑱47 学区)  <今後の予定> できるだけ早期に、市内全学区(227学区)で取組を実施する。	文化市民局 地域づくり推進課
○ ⑯	<b>2 高齢者福祉関係者等への被害防止ハンドブックの配布及び研修の充実</b> 認知症の方や精神に障害を持つ方など、消費生活上必要な知識や判断の能力が十分でない方の消費者被害を防止するため、高齢者向けの「悪質商法撃退ハンドブック」を配布し、研修を実施する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者向け「悪質商法撃退ハンドブック」を出前講座等で活用(配布)するとともに、希望団体等へ配布した。</li> <li>・ 平成 18 年 11 月末現在配布部数 26,600 部 8 月増刷 9,000 部</li> </ul>	文化市民局 市民総合相談課
○	<b>3 地域福祉権利擁護事業の推進</b> 京都市社会福祉協議会では、本市の補助を受け、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など判断能力が不十分なため福祉サービスを十分に利用できない方に対して、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理などを援助する制度として、同事業を実施しているが、契約件数の増加に伴い、補助額の増額等を行う。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約件数(9月末) 累計257件</li> <li>・ 補助額⑰(決算)36, 401千円 ⑯(予算)43, 917千円</li> <li>・ 契約件数の増加に対応し、事業の更なる充実を図るため、基幹的社協の増設を検討している。</li> </ul>	保健福祉局 地域福祉課
○ ⑯	<b>5 認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業の実施</b> 認知症に関する基礎的知識と具体的な対応方法等の普及及び啓発を推進し、認知症になつても安心して暮らせるまちづくりを目指す。	○	認知症あんしんサポートリーダー 89 人養成 認知症あんしんサポートター 1,043 人養成 (9月末現在) 平成 21 年度末までに認知症あんしんサポートー1 万人を養成する。	保健福祉局 長寿福祉課

## (2) 事業者の不適正な取引行為の防止

新規 充実	重 点	取組内容	推進状況			説明	担当課
			実 施 済	着 手	未 着 手		
○		<b>1 事業者に対する指導、勧告及び事業者名等の公表</b> 条例改正に伴い、指導等の実施マニュアルを改定する。また、京都府とも悪質な事業者対策に関する連携策を協議し、その実効性の向上を図る。		○		事業者指導件数 17年度 9件 18年度 7件（9月末現在） 現在、実施マニュアルを改正中である。また、京都府と協議中。	文化市民局 市民総合相談課
○		<b>2 京都府、京都府警察、京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化（再掲）</b>		○		参照 2-(1)-8	
○		<b>3 不適正な取引行為についての事業者、事業者団体に対する周知徹底</b> 事業者が不適正な取引行為を行った場合、その事実をその業界の事業者団体に通知し、傘下の事業者に周知することにより、他の事業者による同様の行為の発生を防ぐ。		○			文化市民局 市民総合相談課
○		<b>4 事業者団体との連携による事業者の自主行動基準の策定促進</b> 事業者団体との連携により、不適正な取引行為の防止等、各事業者が自らの商行為について社会的信頼を得るために自主行動基準の策定を促進する。		○			文化市民局 市民総合相談課
○		<b>5 事業者団体と連携した悪質事業者対策の推進</b> 不適正な取引行為について、その原因や対策等を関係団体と協議し、業界内の自浄作用の促進を図る。		○			文化市民局 市民総合相談課
○	(18)	<b>6 消費者団体訴訟制度への支援策の検討（再掲）</b>		○		参照 2-(1)-10	

## 基本方針4 消費者の自立支援 新規10 充実20 (うち18年度重点16)

### (1) 様々な機会を通じた情報提供の推進

		○	1 消費生活に関する様々な情報誌、パンフレット類の発行 生活情報誌やパンフレットを発行し、消費生活に関する様々な情報を市民に提供しているが、対象者の特性に配慮した内容にするなど充実を図る。		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度発行実績 「マイシティライフ」年4回(各回40,000部発行)</li> <li>「悪質商法！高齢者がねらわれる！！」(10,000部発行, 9,000部増刷)</li> <li>「京・くらしの安心安全情報」(平成18年10月から毎月発行) &lt;今後の予定&gt; 中学生向け学校教育用冊子発行予定(20,000部)</li> </ul>	文化市民局 市民総合相談課
	○ (18)	○	3 「保健所ニュース」等による消費生活に関する情報提供の推進 食についての啓発など、消費生活に関する情報提供の推進や、各種教室事業を実施する。 家庭内での製品事故の防止や事故防止のための商品の紹介等を掲載した「子どもの事故防止マニュアル」を配布するなど、消費生活に関する情報の提供を充実させる。		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所等における各種教室事業等での啓発</li> <li>保健所ニュース等での啓発</li> <li>子どもの事故防止マニュアルの配布(6月)</li> </ul>	保健福祉局 健康増進課
	○	○	4 環境に関する様々な冊子類の発行 「グリーン購入促進事業における会報誌」ほか、ごみ減量やリサイクルを促進するための冊子類の発行を充実させる。		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>「京(みやこ)のごみ減量事典」を作成・配布 (平成18年9月) 発生抑制・再使用など上流対策によるごみ減量やリサイクルを促進するため、「京(みやこ)のごみ減量事典」を作成し、京都市内全戸に配布した。</li> <li>◆その他継続取組 * 京都市及び京都府、府下の市町村、企業、市民団体等の会員で組織された「京都グリーン購入ネットワーク」を、16年11月に設立し、会報「京都 GPN-news」を発行している。 「京都 GPN-news (京都グリーン購入ネットワーク会報)」発行 7月 No.6 700部 9月 No.7 1500部</li> </ul>	環境局 循環企画課  *環境局 地球温暖化対策課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			担当課
				実施済	着手	未着手	
	○		<b>5 消費生活に関する啓発冊子類の設置協力施設の拡大</b> 消費生活に関する啓発冊子類が、より多くの消費者に渡るよう設置場所の拡大を図る。		○		◆その他継続取組 ＊消費生活に関する啓発冊子類については、本市関連施設等で配布を行っているほか、各種団体、関係機関等への送付を行っている。 また、「マイシティライフ」は、市内の生活協同組合等の店舗にも設置している。 ( 生協等:15 百貨店: 2 スーパー:3 )
○			<b>7 関係機関・団体との連携による啓発キャンペーンの実施</b> 京都府、京都府警察、消費者団体等と連携し、啓発キャンペーングを実施し、被害の未然防止を図る。		○		文化市民局 市民総合相談課
○	⑯		<b>8 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進（再掲）</b>	○			参考 3-(1)-ア-2
○	⑯		<b>10 住宅用火災警報器の設置指導の実施</b> 消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、自主防災組織を通じた地域ぐるみの設置指導を実施する。		○		239回実施 消防局 予防部

## (2) 消費者教育・啓発の充実

### ア 様々な学習機会の拡充

		<b>1 消費生活に関する講座や教室の充実</b> 消費生活に関する情報を提供するとともに、市民の消費生活に対する理解を深め、意識の高揚を図るため、消費生活に関する講座を充実する。 「消費生活講座」を「くらしのなっとくゼミナール」と名付け、開催回数の増加を図る。	○		• 「くらしのなっとくゼミナール」を年4回開催する。 ⑯ 1回 参加者 55 人 ⇒ ⑰ 4回 第1回 5/29 テーマ「欠陥住宅・悪質商法」 (参加者 38 人) 第2回 8/8 テーマ「インターネット、リサイクル(夏休み 親子教室)」 (参加者 33 人) 第3回 11/29 テーマ「食品表示」 (参加者 44 人) 第4回 3月実施予定	文化市民局 市民総合相 談課
○		<b>2 電子メール等、情報通信技術を活用した講座の開設</b> 電子メール等を活用し、講座に参加することが困難な人も受けられる講座を企画する。		○		文化市民局 市民総合相 談課
○	⑯	<b>4 計量に関する学習事業の推進</b> 新規事業として、「夏休み親子計量教室」を実施する。  *一般市民の計量意識の啓発、普及を図るため、「計量図画・作文展」や「正月用食料品試買調査」等の事業を行う。	○		• 夏休み親子計量教室(新規事業) 平成 18 年 8 月、小学生5・6年生とその保護者を対象に、計量に関する学習の場として、親子教室を開催した。(親子 12 組応募 「計量検査所見学、棒はかりの作成等」) ◆その他継続取組 • 第 39 回計量図画・作文展 開催日時 6月 11 日 応募小・中学校数 99 校 応募作品数 9,434 点 展示作品数 418 点	産業観光局 計量検査所
○	⑰	<b>10 京都府との共催事業の検討</b> 消費者の学習機会の拡充を図るため、京都府との共催による事業の実施を検討する。		○	実施に向けて検討(府市協議 1回実施)	文化市民局 市民総合相 談課

## イ 学校における消費者教育の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
○	(18)	2 消費生活に関する中学生向けの冊子の作成・配布	中学生の消費者被害を未然に防止し、将来の様々な消費者トラブルへの備えとして消費者に必要なバランス感覚を養うための消費者教育の推進に向け、中学生向けの冊子を作成し、市内中学校に配布する。	○	○		作成中 京都市総合教育センターの指導主事(社会科、家庭科)と学校現場の教員に監修を依頼し、内容について協議し、原稿を作成中である。 <今後の予定> 年度内に20,000部発行予定	文化市民局 市民総合相談課
○	(18)	4 「スクーデントシティ・ファイナンスパーク」の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生を対象とした「スクーデントシティ」 銀行、商店、新聞社、区役所等からなる「街」を再現し、消費者役と会社員役、それぞれの立場での役割を体験し、社会や経済の仕組み、社会と自分との関わりを理解する。</li> <li>中学生を対象とした「ファイナンスパーク」 「街」で、税金・保険はじめ食費や光熱水費、教育費等の試算、商品やサービスの購入・契約などを体験し、社会に溢れる情報を適切に活用する力や生活設計能力などを育成する。</li> </ul>	○	○		平成19年1月元滋野中学校に開設	教育委員会 スクーデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室
○		5 教職員及びPTAへの情報提供の推進	啓発冊子類の学校への配布、総合教育センターでの教員研修に出前講座を行い、PTA研修についても、機会に応じて、出前講座を行う。	○	○		◆その他継続取組 * 出前講座として、「教員研修 1回」「PTA研修 1回」実施 * 啓発冊子類の学校への配布として、「マイシティライフ」を小学校・中学校・総合養護学校、高等学校の教職員向けに送付し、また、大学・短大には原則50部を送付している。	文化市民局 市民総合相談課
○		6 「出前講座」の充実 (再掲)		○			参照 3-(1)-ア-5	
○	(18)	8 大学コンソーシアム京都、大学等への情報提供の実施 (再掲)		○			参照 3-(1)-イ-2	

○	⑯	<b>9 小学校・中学校・総合養護学校における食育の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本料理に学ぶ食育カリキュラムの策定・実施 日本料理を通じて食に対する興味関心を高め、五感を働かせて食することの大切さを子どもたちに習得させるよう、さらには伝統文化の継承・発展を目指すため、日本料理アカデミーとの連携し、「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を策定・実施する。</li> </ul>	○	日本料理に学ぶ食育カリキュラムモデル実施校 ⑯5校 ⇒ ⑰8校	教育委員会 学校指導課
○	⑯	<b>10 食育指針の策定</b> 食育基本法の趣旨に則り、学校における魅力ある食育の推進を図るため、京都市全体の食育推進方針を踏まえ、学校給食を通じた食育の指針を策定する。	○	検討中	教育委員会 体育健康教室
○	⑯	<b>11 食育事例集の作成</b> 食育に関するこれまでの実践の中から、優れた指導案を事例集としてまとめ、全校の食育の一層の充実を図る。	○	検討中	教育委員会 体育健康教室

#### ウ 自主的な学習活動の支援

○	⑯	<b>2 「出前講座」の充実（再掲）</b>	○	参照 3-(1)-ア-5	
○	⑯	<b>3 市民生活センターにおける消費者団体、事業者団体の情報提供コーナーの設置</b> 市民生活センター内に消費者団体、事業者団体の情報提供コーナーを設置し、活動の紹介や知識の普及等に関する冊子類の閲覧・配布等を行う。	○	平成18年度中に同コーナー設置に向け検討中	文化市民局 市民総合相談課

#### エ 地域社会等におけるリーダーの育成

○	⑯	<b>1 消費生活モニター制度の運営</b> 新たに、地域社会等における消費者リーダーの育成の視点から、消費生活モニターの見直しを行う。	○		文化市民局 市民総合相談課
---	---	---	---	--	------------------

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
	○		<b>2 地域等で活動する団体等への学習活動の支援</b> 市民生活センターにおいて、消費者の学習用としてビデオテープ・図書の貸出を行うとともに、消費者団体の会合や勉強会などの自主的な催しに対し研修室、会議室の無料貸出を行い、また、適宜、講師の紹介やグループの勉強会の企画についてのアドバイスを行っているが、団体等の学習活動の促進のため、支援策の一層の充実を図る。 また、消費生活に関する講座を団体等と共に開催することにより学習活動の支援を行う。		○			文化市民局 市民総合相談課
	○		<b>3 消費生活に関するリーダー育成事業の検討</b> 市民が消費者トラブルの被害者とならず、安心・安全な消費生活をおくるために必要な正しい知識と有効な情報の普及を目指し、各地域において、市民による普及啓発活動や近隣の高齢者等を見守る活動を促進させるため、その担い手たるリーダーの育成を検討する。	○			19年度実施に向けて検討中	文化市民局 市民総合相談課

### (3) 消費者の意見の反映

○	⑯	<b>1 消費生活施策に関する申出制度の運営</b> 京都市消費生活条例に基づく申出制度を実施する。	○		申出 0 件 ＊申出に関する要綱等を整備(4月)。		文化市民局 市民総合相談課
	○	<b>2 消費生活審議会の運営</b> 消費生活審議会委員を選出するに当たり、様々な団体の中から消費者の意見を述べたり、消費者の実情を把握している団体を選出するとともに、市民公募委員を選出し、市民参加を推進する。	○		委員数 20 人 学識 8 人 消費者団体 5 人 公募市民 2 人 高齢者福祉団体 1 人 事業者団体 4 人		文化市民局 市民総合相談課

○	⑯	<b>4 消費生活モニター制度の運営（再掲）</b> 消費生活モニター制度を見直し、人数を倍増し、消費者の意見の反映を図る視点から、意見聴取の機会の拡充を図る。	○		次のとおり、機会の拡充を図った。 (モニター人数) ⑯42人 ⇒ ⑯80人 (アンケート調査) ⑯年間5回 ⇒ ⑯年間12回	文化市民局 市民総合相談課
○		<b>5 各種モニターによる消費生活に関する調査の推進</b> 消費生活に関する様々な分野において、必要に応じて、各種モニターによる消費者の意見調査を積極的に行っていく。		○		文化市民局 ほか
○	⑯	<b>6 消費者・事業者・行政等の意見交換会の開催</b> 消費生活施策について本市と意見交換し、また、消費者と事業者が意見交換できるよう、消費者団体、事業者団体との懇談会を定期的に開催する等の取組を推進する。	○		京都市消費生活関係機関等連絡調整合同会議の実施（11月2日開催） 参加団体数：消費者団体8、事業者団体8 *「消費者団体懇談会」「事業者団体懇談会」の合同会議として開催した。	文化市民局 市民総合相談課
○	⑯			○	京都市食品衛生監視指導計画に基づき、市民及び食品関係事業者に対して各種講習会を実施した。 • 消費者向け講習会 実施回数47回 受講者数977人 • 事業者向け講習会 実施回数193回 受講者数6,045人	保健福祉局 生活衛生課
○		<b>8 消費者意見の事業者への提供の推進</b> • 事業者団体懇談会等を活用し、消費者の意見を提供する。		○		文化市民局 市民総合相談課

## 基本方針5 豊かなくらしをおくことができる環境の整備・創造 新規6 充実10 (うち18年度重点11)

### (1) 食の安全の確保に向けた取組の推進

新規 充実	重 点	取組内容	推進状況			説明	担当課
			実施済	着手	未着手		
○	(18)	5 小学校・中学校・総合養護学校における食育の推進 (再掲)	○	○		参照 4-(2)-イ-9	
○	(18)	6 食育指針の策定 (再掲)		○		参照 4-(2)-イ-10	
○	(18)	7 食育事例集の作成 (再掲)		○		参照 4-(2)-イ-11	
○	(18)	9 地域における食育推進事業の実施  子どもが心身ともに健やかに育ち、生きる力や社会への適応力を培つていけるよう「食育」の取組みを行い、「食べる力」を育む地域を目指す。 <ul style="list-style-type: none"><li>区内の生徒・児童を対象に「食に関するアンケート」を実施する。</li><li>子どもたちから募集した献立を子ども自身で調理・試食する「子どもレストラン」や、地産地消の取組みとしての野菜の展示即売会、募集したイラストの展示等を行う「子どもレストラン&amp;食育フェスタ in 西京」を開催する。</li><li>食育に関する講演及びシンポジウムを開催する。</li></ul>		○	<ul style="list-style-type: none"><li>「食に関するアンケート」の実施 区内の小学5年生、6年生及び中学2年生を対象に7月に実施し、4,204人から回答を得た。</li><li>「子どもレストラン&amp;食育フェスタ in 西京」の開催 11月25日、桂中学校にて開催した。</li></ul> <今後の予定> <ul style="list-style-type: none"><li>講演会・シンポジウムの開催 平成19年2月3日、エミナースにて開催予定</li><li>啓発冊子の発行</li></ul>	西京区役所 総務課	

### (2) 環境に配慮した活動の推進

○	(18)	6 太陽光発電システムの普及促進  家庭部門での太陽光エネルギーの活用を更に促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るために、住宅用太陽光発電システム設置助成制度を拡充する。	○			個人住宅向けに加え、共同住宅への助成制度を創設するとともに、平成18年度、既設共同住宅の共用部分への設置を助成対象に追加した。 <ul style="list-style-type: none"><li>申請受理実績 93件(18年9月)</li><li>助成件数 172件(17)</li></ul>	環境局 地球温暖化 対策課
---	------	--	---	--	--	--	---------------------

○	⑯	<b>7 リターナブルびん(生きびん)等の拠点回収の推進</b> 繰り返し使用できるリターナブルびんを可能な限り再使用するため、スーパーや小売店など市民が身近にリターナブルびんを持参できるよう回収拠点を増設する。	○		46 拠点 (17年度末:44 拠点)	環境局 循環企画課
○		<b>8 使用済み天ぷら油の燃料化事業の推進</b> 京都市内の家庭から排出される廃食用油(使用済み天ぷら油)は、京都市廃食用油燃料化施設において、環境に優しいバイオディーゼル燃料に再生し、ごみ収集車や市バスの燃料として使用しているが、事業の推進を図るため、回収拠点を増設する。。	○		997 拠点 (17年度末 956 拠点)	環境局 循環企画課
○		<b>16 フリーマーケットの開催</b> ごみ減量、リサイクルを目的に家庭で不用となったものを販売する場を増設する。	○		<p>*1 “いらなくなつたらいる人へ”をテーマに京都市ごみ減量推進会議が、京都市役所前広場においてフリーマーケットを開催している。        開催回数 ⑯13回 ⇒ ⑯13回(予定)        (概ね月1回、日曜または祝日に開催)</p> <p>*2 東山区民ふれあいひろばにおいてフリーマーケットコーナーを設けている。        出店件数 ⑯15件 ⇒ ⑯10件        (6月の日曜に開催)</p> <p>*3 ふれあい“やましな”実行委員会主催の区民まつりにおいて、ごみ減量、リサイクルを目的に家庭で不用となったものを販売する場を提供する。        出店件数 ⑯40件 ⇒ ⑯40件        (11月23日(祝)に開催)</p> <p>*4 下京区基本計画推進事業「下京門前町ルネッサンス」における催しの1つとして、フリーマーケット(名称「下京門前市」)を実施している。        出店件数 ⑯76件 ⇒ ⑯71件(2会場合計)        (9月の日曜に開催)</p>	<p>*1 環境局 循環企画課</p> <p>*2 東山区役所 まちづくり推進課</p> <p>*3 山科区役所 まちづくり推進課</p> <p>*4 下京区役所 総務課</p>

## (3) 高度情報通信社会への対応

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
	<input type="radio"/>	(18)	1 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進（再掲）	<input type="radio"/>			参照 3-(1)-ア-2	
	<input type="radio"/>		2 電子メール等、情報通信技術を活用した講座の開設（再掲）		<input type="radio"/>		参照 4-(2)-ア-2	
	<input type="radio"/>	(18)	3 大学コンソーシアム京都、大学等への情報提供の実施（再掲）	<input type="radio"/>			参照 3-(1)-イ-2	
	<input type="radio"/>		5 消費生活に関する啓発冊子類の設置協力施設の拡大（再掲）		<input type="radio"/>		参照 4-(1)-5	
	<input type="radio"/>		6 情報弱者への情報提供の検討 情報の格差を縮小するために、情報弱者への情報提供手段を検討する。		<input type="radio"/>			文化市民局 市民総合相談課

## (4) 京都固有の生活文化に根ざした活動の推進

<input type="radio"/>	(18)	2 小学校・中学校・総合養護学校における食育の推進（再掲）	<input type="radio"/>		参照 4-(2)-イ-9	
<input type="radio"/>	(18)	3 食育指針の策定（再掲）		<input type="radio"/>	参照 4-(2)-イ-10	
<input type="radio"/>	(18)	4 食育事例集の作成（再掲）		<input type="radio"/>	参照 4-(2)-イ-11	

## **京都市消費生活基本計画 推進状況** (平成18年11月末現在)

### **< 継続項目 >**

継 続 項 目 数	95 (16)
-----------	------------

( ) は再掲項目数

\* 本文中、⑯ は平成17年度を示す。

## 基本方針1 安心・安全な消費生活環境の整備

項目数 28

### (1) 安全の確保

#### ア 食品の安全の確保

取組内容	推進状況	担当課
<b>1 食品に関する危害についての調査、勧告及び事業者名等の公表</b> 消費者の生命、身体又は財産に係る被害を及ぼす食品に関する相談に関して、検査等を実施している機関を紹介するほか、必要と認める場合には、本市が食品の調査(検査機関等へ依頼)を行う。また、調査の結果、必要であれば、経過及び結果の公表を行う。	調査事例なし (⑯調査事例なし)	文化市民局 市民総合相談課
<b>4 食品衛生監視員による緊急時の立入調査を含む飲食店等の監視指導の実施</b> 食品衛生法第24条の規定による京都市食品衛生監視指導計画に基づき、市内11保健所及び中央卸売市場内第一検査室の食品衛生監視員が食品関係施設に対し監視指導を実施する。	食品関係施設数 42,713 施設(9月末現在) (⑯42,550 施設) 延監視指導件数 45,331 件(9月末現在) (⑯89,622 件)	保健福祉局 生活衛生課
<b>5 食鳥検査の実施</b> 市内11保健所並びに衛生公害研究所が処理場の監視指導及び食鳥肉の収去検査等を実施する。なお、年間30万羽を超えて処理する施設の食鳥検査は(社)京都保健衛生協会に委託している。	(社)京都保健衛生協会が実施した食鳥検査の羽数 378,722 羽(9月末現在) (⑯784,101 羽)	保健福祉局 生活衛生課
<b>6 BSE全頭検査の実施</b> 衛生公害研究所病理部門が中央卸売市場第二市場にて食用に処理されるすべての牛について牛海绵状脳症のスクリーニング検査を実施する。	検査頭数 3,441 頭(9月末現在) (⑯7,049 頭)	保健福祉局 生活衛生課
<b>7 衛生公害研究所における保健衛生、食品衛生等の調査研究、試験検査等の実施</b> 食品衛生法第24条の規定による京都市食品衛生監視指導計画に基づき、市内11保健所及び中央卸売市場内第一検査室、第二検査室の食品衛生監視員が食品関係施設から食品を収去(抜き取り)し、衛生公害研究所にて検査を実施する。	検査食品数 977 (9月末現在) (⑯2,335) 延検査項目数 22,619 (9月末現在) (⑯29,900)	保健福祉局 生活衛生課
<b>8 食品表示に関する監視、情報収集及び提供</b> 食品表示について、消費生活モニターに対し、疑わしい食品表示について注意喚起し、寄せられた情報の内容に応じて国及び府並びに市関係機関に通報等を行う。	事例なし (⑯近畿農政局及び公正取引委員会に情報提供1件)	文化市民局 市民総合相談課

## イ ものの安全の確保

<b>1 商品等に関する危害についての調査、勧告及び事業者名等の公表</b> 消費者の生命、身体又は財産に係る被害を及ぼす商品等に関する相談に関して、検査等を実施している機関を紹介するほか、必要と認める場合には、本市が商品等の調査(検査機関等へ依頼)を行う。また、調査の結果、必要であれば、経過及び結果の公表を行う。	調査件数 0件 (⑦3件)	文化市民局 市民総合相談課
<b>3 薬事法に基づく医薬品販売業者に対する監視指導の実施</b> 医薬品一般販売業(卸売一般販売業を除く(注))、医薬品特例販売業を所管し、市民に対して適正かつ安全に提供されるよう監視業務等を行い、適正な管理及び販売をするよう指導を行う。 (注)右欄の「一般販売業」については、いずれも卸売一般販売業を除く。	監視実績 一般販売業 99 件(9月末現在) (⑦162 件) 特例販売業 3 件(9月末現在) (⑦21 件) 上記のうち口頭又は文書による指導 一般販売業 24 件(9月末現在) (⑦37 件) 特例販売業 0 件(9月末現在) (⑦ 0 件)	保健福祉局 地域医療課
<b>4 毒物及び劇物取締法に基づく販売業者の監視指導の実施</b> 毒物劇物販売業を所管し、毒物劇物の流通時における危害が防止されるよう監視業務を行い、適正な管理及び販売をするよう指導を行う。	監視実績 毒物劇物販売業 85 件(9月末現在) (⑦182 件) 上記のうち口頭又は文書による指導 毒物劇物販売業 19 件(9月末現在) (⑦38 件)	保健福祉局 地域医療課
<b>5 衣類や家庭用洗浄剤などの試買検査、施設の監視指導の実施</b> 市内の衣類や家庭用品等について衛生公害研究所において試買検査を実施。家庭用品の製造、輸入及び販売者に対し監視指導を実施する。	試買検査 280(9月末現在) (⑦686)	保健福祉局 生活衛生課
<b>6 産業技術研究所における品質試験及び研究の実施</b> 繊維製品にかかる各種消費性能試験を行うほか、使用に伴い発生した故障の原因等の追究を行う。また、一般向けにはホームページ等を通じて繊維製品に関連した各種情報提供を行う。	技術相談室受付件数 771 件(9月末現在) (⑦1,633 件)	産業観光局 繊維技術センター

## ウ 建物の安全の確保

取組内容	推進状況	担当課
<b>2 アスベスト対策の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供 住まい等様々な場所で使われているアスベストによる健康障害に関する不安の軽減に向け、相談や情報提供等を行う。</li> <li>・大気汚染防止対策 一般環境大気中のアスベスト濃度については、昭和 61 年度から測定しており、平成 3 年度以降は、市内2地点(定点)において測定し、経年的な変化の把握を行う。また、法に基づく特定粉じん(アスベスト)排出等作業の届出、監視・指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供 市民生活センターで関係機関を含む相談窓口を紹介するほか、住まいや健康など本市の既存の相談窓口で、アスベストについても、それぞれの分野に係る相談を受け付けており、引き続き、情報提供を行う。</li> <li>・大気汚染防止対策 濃度測定 下半期に測定予定 (⑯平成 18 年 1 月実施 市役所局 0.53 本/L 壬生局 0.61 本/L (ともに幾何平均値)) 法に基づく届出数及び立入件数 届出 129 件 立入件数 110 件 (9月末現在) (⑯届出 130 件 立入件数 121 件)</li> </ul>	関係局  環境局 環境指導課
<b>3 理・美容所、クリーニング所等生活衛生関係営業施設の衛生監視指導の実施</b> 生活衛生関係営業施設(理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場)について、法、要領等に基づき許可、検査確認、届出受理業務を行う。また、当該営業施設については環境衛生監視員による立入監視による法規制の遵守、衛生管理の徹底を指導し、利用者(市民)の安全の確保を図る。	監視指導件数(9月末現在) (⑯) 旅館業 772 件 (1,493 件) 興行場 2 件 (81 件) 公衆浴場 424 件 (431 件) 理容所 43 件 (1,312 件) 美容所 93 件 (2,614 件) クリーニング所 933 件 (1,634 件)	保健福祉局 生活衛生課
<b>4 興行場、百貨店等特定建築物の衛生監視指導の実施</b> 特定建築物(興行場、百貨店等)所有者等の建築物に対する維持管理状況を調査すると共に、空気環境等の現場測定結果を基に所有者等に対し、適正な維持管理を指導することにより、当該建築物を利用する者の健康の保護を図る。	監視指導件数(9月末現在) (⑯) 興行場 0 件 (17 件) 百貨店 1 件 (28 件) 店舗 3 件 (61 件) 事務所 119 件 (122 件) 学校 58 件 (62 件) 旅館 98 件 (93 件) その他 0 件 (27 件)	保健福祉局 生活衛生課
<b>5 大規模建築物等の防災対策指導の実施</b> 高層建築物や大規模特殊建築物については、防災対策に合理性や整合性を求める必要があるほか、建築基準関係法令による規制以上の行政指導を付加することにより、よりよい建築計画とすることが望ましい。このため、都市計画局(建築指導部指導課、審査課)及び消防局が建築主と協議を行い、建築物防災計画書を作成させる。	建築物防災計画書の協議件数 15 件 (9月末現在) (⑯ 22 件)	都市計画局 指導課

<p><b>6 「すまい体験館」における総合的な住情報の提供</b></p> <p>住情報を総合的に提供する施設である、「すまい体験館」を運営し、「すまい体験館」には、住宅に関する総合的な相談窓口、すまいに関する書籍等の自由な閲覧及び貸出しができる図書室、体験館の運営するホームページや公共賃貸住宅募集情報を閲覧できるコーナー、身体の機能が低下した場合の住宅における日常生活動作の擬似体験コーナー及びバリアフリー住宅の構造、設備の常設展示コーナーを備える。</p>	<p>来館者数 1,431 人（9月末現在）（⑯3,533 人）</p>	<p>都市計画局 住宅政策課</p>
<p><b>7 専門家による住宅に関する講座「すまいスクール」の実施</b></p> <p>市民の住宅に関する知識を高め、すまいづくりに関する市民の意識を啓発するため、専門家による講座を実施する。バリアフリーアクセス等をテーマとする親子向け講座、分譲マンション管理等をテーマとして講師を派遣する出張型講座、バリアフリー改修・耐震改修等をテーマとする専門家向け講座等を実施する。</p>	<p>開催回数 22 回 参加者 922 人*（9月末現在）          (⑯開催回数 47 回 参加者 1,868 人)</p> <p>*内訳          すまいスクール：「防犯」「リフォーム」等に関する講座 12 回、京町家の見学会等 1 回 参加者延べ 540 人          すまいスクール出張版：「分譲マンション管理」に関する講座 3 回 参加者延べ 31 人、「耐震改修」に関する講座 2 回 参加者延べ 74 人          親子向けすまいスクール：「バリアフリー」に関する体験型講座 2 回 参加者延べ 10 組 25 人          専門家向けすまいスクール：「バリアフリー改修」に関する講座 2 回 参加者延べ 252 人</p>	<p>都市計画局 住宅政策課</p>

## （2）適切な商品選択が行える環境の確保

### ア 商品・サービスに関する情報の適正化の推進

<p><b>2 商品等表示基準・単位価格表示基準・包装基準の遵守状況調査、指導等の実施</b></p> <p>商品等を購入し、また使用・利用する際に、商品についての必要な情報が得られ、その内容等を誤認することを防止するため、「商品等表示基準」、「単位価格表示基準」、「包装基準」を定めており、これら3つの基準の遵守に向けて、調査、指導等を実施する。</p>	<p>調査</p> <p>消費生活モニターにより、次の基準遵守状況調査の実施（6～7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品等表示基準（店頭調査） 対象店舗数 30 店</li> <li>・包装基準（過大包装疑義商品の試買調査）            試買商品点数 63 点（⑯78 点）</li> </ul> <p>試買調査に基づく指導等の実施</p> <p>店舗数 27 店 商品数 49 点          (⑯店舗数 17 店 商品数 44 点)</p>	<p>文化市民局 市民総合相談課</p>
--	---	--------------------------

取組内容	推進状況	担当課
<b>3 過大包装疑義商品試買調査の実施</b> 包装基準に定める空間容積率に関して違反する疑いのある商品を購入するにあたり、店頭での販売状況を調べて試買することにより、遵守状況を調査する。また、消費者の関心の高い商品等について効果的な指導を行うため、試買に際しては、モニターの情報など、消費者意見を取り入れる工夫を行いながら実施する。	消費生活モニターによる過大包装疑義商品の試買調査(6~7月) モニター数 50人 試買商品点数 63 点 (⑯モニター数42人 試買商品点数 78 点)	文化市民局 市民総合相談課
<b>4 青果・水産物の品質表示明記に関する事業者指導の実施</b> 中央卸売市場に入荷する青果・水産物について、原産地などの「品質表示」を明記することなど、商品情報を確実に次の流通段階に伝達できるよう、啓発のための説明会、講習会等を実施する。	講習会、説明会4回 (⑯8回)	産業観光局 中央卸売市場第一市場
<b>5 牛肉、豚肉の流通の事業者指導の実施</b> 消費者が安全・安心な食肉を購入できるようにするために、市場における売買取引等が、法令に則して適切に行われているかなどの点を中心に、卸売業者や関連事業者等の指導監督等を行う。	・ 卸売業者及び売買参加者に対しての適正表示の指導(隨時) ・ 取引の方法等に関する指導(隨時)	産業観光局 中央卸売市場第二市場
<b>6 食品衛生監視員による適正な表示の指導の実施</b> 京都市食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視員が食品関係施設に対して監視指導及び収去(抜き取り)等、あらゆる機会において食品衛生法に基づく表示について監視指導を実施する。	表示について指導の必要な場合、隨時、実施  * 1-(1)-ア-4「食品衛生監視員による緊急時の立入調査を含む飲食店等の監視指導の実施」においても、適宜、実施している。	保健福祉局 生活衛生課
<b>7 食品の健康保持増進効果等に関する広告等の監視指導の実施</b> 健康増進法第32条の2に基づき、食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告などの適正化のための監視指導を実施する。	相談件数3件(9月末現在) (⑯3件)	保健福祉局 健康増進課
<b>8 栄養表示基準、保健機能食品制度に従った表示の遵守指導の実施</b> 関係業者に対して、制度に従った表示を行うことを周知指導し、市民に対して、見方と活用方法について普及を行う。	相談件数21件(9月末現在) (⑯42件)	保健福祉局 健康増進課
<b>10 計量に関する検査、指導の実施</b> 適正な計量の実施を確保するため、取引又は証明に使用する質量計の定期検査や一般小売店、スーパー等を対象に特定商品の量目検査及び指導を行う。	定期検査実績(9月末現在) (⑯) 検査器物数 6,066 個 (10,609 個) 合格器物数 6,045 個 (10,571 個) 不合格器物数 21 個 (38 個) 量目検査実績(9月末現在) (⑯) 検査件数 390 件 (1,030 件) 不正件数 0 件 (33 件)	産業観光局 計量検査所

## イ 生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向けた取組の推進

<b>1 生活必需品についての情報の収集・提供及び調査の実施</b> 生活必需品の価格の動向や需給の状況についての情報収集・提供及び緊急時等の価格の調査を実施する。	生活必需品の価格動向等については、京都府及び総務省統計局による価格調査結果により情報収集を行う。 なお、市民総合相談課（市民生活センター）ホームページで、物価情報としてリンク集を発信している。	文化市民局 市民総合相談課
<b>2 事業者及び事業者団体への生活必需品に関する措置要請</b> 生活必需品について、情報収集の結果、価格高騰、供給不足の恐れがあるときは、事業者・事業者団体に必要な措置を要請する。	事例なし（⑦事例なし）	文化市民局 市民総合相談課
<b>3 中央卸売市場の適切な運営による適正な価格の形成</b> 第一市場：青果・水産物について、公正な取引が行われるよう、せり人等に対する講習、卸売会社に対する業務検査の実施等を通じて指導する。 第二市場：入荷する食肉について、公正な評価による透明性の高い卸売価格が形成されるため、市場取引に関して業者への指導監督等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せり人、補助せり人講習会 各1回（⑦各1回）</li> <li>・卸売会社業務検査 昨年同様に実施予定（⑦4社各1回）</li> <li>・せり取引時における監視（常時）</li> <li>・販売原票等の書類確認（常時）</li> <li>・せり取引時における監視（常時）</li> <li>・販売原票等の書類確認（常時）</li> </ul>	産業観光局 中央卸売市場第一市場 産業観光局 中央卸売市場第二市場

## 基本方針2 消費者被害の救済 項目数9

### （1）消費生活相談・被害の救済

<b>5 被害の多発等緊急時における特別相談窓口の設置</b> 同一事業者または同一品目・役務等で同時多発するような消費者被害が発生した場合、通常の相談窓口以外に、当該事例に関する専門の相談窓口を設置し、被害状況の的確な把握と迅速な被害救済を図る。	事例なし（⑦事例なし）	文化市民局 市民総合相談課
<b>7 消費生活専門相談員等の研修の実施</b> 複雑で高度な法的知識が必要な相談事例の処理について、委託弁護士のアドバイスを受けることによって、消費生活専門相談員のスキルアップを図り、市民生活センターの処理の統一性を確保する。	法律事例研究会 開催 6回（⑦12回）	文化市民局 市民総合相談課
<b>9 消費者訴訟の援助</b> 審議会による調停に付され、且つ広く消費者権が侵害される場合に、消費者訴訟に要する資金を貸し付ける。	案件なし（⑦案件なし）	文化市民局 市民総合相談課

## (2) 消費生活相談に関する各種専門相談の充実

### ア 各種相談事業の推進

取組内容	推進状況	担当課
<b>1 弁護士による無料法律相談の実施</b> 日常生活の中で起こるあらゆる法律問題について、専門的な立場から相談に応じるため、弁護士による無料法律相談を各区役所、支所、市民生活センターで引き続き実施する。	相談件数 5,081 件(9月末現在) (⑦10,246 件)	文化市民局 市民総合相談課
<b>2 栄養相談指導の実施</b> 母子、生活習慣病、その他の疾病、一般指導等の栄養相談を行う。	相談件数 14,996 人(9月末現在) (⑦31,015 人)	保健福祉局 健康増進課
<b>3 医療安全相談の実施</b> 各区役所保健部健康づくり推進課及び保健福祉局地域医療課内に医療安全相談窓口を設置し、電話又は来所等により、医療の安全に関する市民からの相談に対応するとともに、必要に応じて寄せられた情報の医療機関への提供等を通じて、医療機関における保健医療サービスの向上を図ることにより、医療の安全と信頼を高める。	相談件数 274 件(9月末現在) (⑦701 件)	保健福祉局 保健衛生推進室地域医療課
<b>4 住宅に関する総合相談「すまいよろず相談」の実施</b> 市民の住宅に関する様々な相談に無料で対応する。具体的には、建築に関する一般的な相談に応じる一般相談、建築・法律・不動産・税務・分譲マンション管理に関する相談に各分野の専門家が応じる日曜相談、バリアフリー改修に関する相談の場合、必要に応じて現場相談に応じる訪問相談、電子メールによる相談を実施する。	相談件数(9月末現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般相談 210 件 (⑦464 件)</li> <li>・ 日曜相談 計 166 件 　　内訳: 法律 62 件、建築 39 件、税務 7 件、不動産 44 件、 　　分譲マンション管理 14 件 　　(⑦計 343 件) 　　内訳: 法律 128 件、建築 107 件、税務 14 件、資金 8 件、 　　不動産 56 件、分譲マンション管理 30 件)</li> <li>・ 訪問相談 7 件 (⑦9 件)</li> <li>・ 電子メール相談 17 件 (⑦70 件)</li> </ul>	都市計画局 住宅政策課
<b>5 建築相談員が対応している「建築相談」の実施</b> 建築の工事に関する知識、法律、相隣関係等、行政が直接関与できない事項について、専門知識を有する相談員による相談を実施する。	毎週木曜日実施(建築構造に関する相談を予約制で課担当職員により、同日実施) 相談件数 18 件(9月末現在) (⑦43 件)	都市計画局 審査課

## イ 関係機関・団体等との連携の強化

### 4 各種団体等が実施する相談事業との連携

消費生活相談に関連する各種専門相談の充実に寄与することが認められる相談事業については、本市後援名義の使用許可等により、連携を進める。

各種団体等が主催する相談事業\*への後援件数

\* 講演会等の事業に相談会を設けているものを含む。

京都弁護士会 2件(⑦2件)

内容:法律教室での無料法律相談

京都青年司法書士会 1件(⑦2件)

内容:各種専門家による無料法律相談

京都府滋賀県不動産研究協会 3件(⑦3件)

内容:不動産無料相談

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 1件(⑦1件)

内容:資産運用セミナーでの個別相談会

文化市民局  
市民総合相談課

## 基本方針3 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保

項目数 1

### (1) 消費者被害の未然防止、拡大防止

ア 消費者被害に関する情報提供の推進 (継続項目なし)

イ 関係機関・団体等との連携の強化 (継続項目なし)

ウ 地域等におけるネットワークの活用

### 4 高齢者・障害者権利擁護推進事業の実施

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者が権利を擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」において、関連団体の連携の在り方等について検討を行い、高齢者・障害者の権利擁護対策の推進を図る。

「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」の開催状況(9月末現在)

運営会議1回 総会1回

(⑦運営会議1回 総会1回 部会3回)

保健福祉局  
長寿福祉課

### (2) 事業者の不適正な取引行為の防止 (継続項目なし)

## 基本方針4 消費者の自立支援 項目数24

### (1) 様々な機会を通じた情報提供の推進

取組内容	推進状況	担当課
<b>2 市民しんぶんによる情報提供及び啓発記事の掲載</b> 消費生活に関する様々な情報等について、市民しんぶん*による情報提供・啓発を行う。 *全市版(毎月1日発行), 区版(毎月15日発行)	全市版5月:悪質商法の手口と対処法に関する啓発記事	文化市民局 市民総合相談課
	全市版5月:京・食の安全衛生管理認証制度ロゴマーク募集 全市版11月:京・食の安全衛生管理認証マーク決定	保健福祉局 生活衛生課
	参照:別表 市民しんぶん区版による「消費者の自立支援」のための情報提供	各区 区版担当課
<b>6 各種イベント等を活用したパネル展示及び消費生活情報の提供</b> 市役所や区役所、シンポジウム会場等で啓発パネルを展示し、悪質商法の手口などについて広く情報提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活パネル展1回(市庁舎1階ロビー:5/22~31) (⑯2回 市庁舎1階ロビー:4/28~5/13, 安心安全京都フェスタ(新風館):10/15)</li> <li>区役所への貸出 2件(9月末現在) (⑯4件)</li> </ul>	文化市民局 市民総合相談課
<b>9 「すまい体験館」における総合的な住情報の提供</b>	参照 1-(1)-ウー6	
<b>11 「分譲マンション管理支援事業」の推進</b> 分譲マンション管理の適正化を推進するため、管理組合の主体性の発揮に主眼を置き、管理組合の学習を支えるための情報提供として、マンションの実態調査やマンション管理の専門家を講師とするセミナー等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高経年マンション実態調査:新耐震基準以前に建てられたマンション(昨年度対象分は除く)を対象に管理状況や建物状況の調査を行う。 調査対象マンション 171 (⑯調査対象マンション 95 回答マンション 89 築30年以上のマンションを対象に調査を行った。 また、上記調査で管理が適正でないと判断したマンションを対象に、マンション管理についての講義を行った。 参加者 14人, 計5回開催)</li> <li>マンションフォーラム:マンション居住者等に対して、マンション管理に関するセミナーを開催する。 開催に向け検討中 (⑯ テーマ「マンションと上手につきあう」 参加者 120人, 計1回開催)</li> </ul>	都市計画局 住宅政策課

**別表 市民しんぶん区版による「消費者の自立支援」ための情報提供** (9月号まで。行事の開催等の案内のみの記事は除く。)

名称	掲載内容	担当課
市民しんぶん北区版	6月:食中毒予防 7月:環境に関するコーナー「エコしてなっ得」 8月:住まいの衛生相談 9月:上下水道に関する悪質訪問業者への注意喚起	北区役所 総務課
市民しんぶん上京区版 「かみぎょう」	6月:食中毒予防啓発 9月:上下水道局の職員を装った悪質な訪問業者についての注意喚起	上京区役所 総務課
市民しんぶん左京区版 「左京ボイス」	6月:禁煙希望者を対象にした禁煙サポート事業「これできっぱり卒煙塾」の紹介 9月:上下水道局の職員を装った悪質な訪問業者についての注意喚起	左京区役所 総務課
市民しんぶん中京区版	6月:住宅用火災警報器に悪質商法への注意喚起とクーリングオフ制度の紹介 9月:上下水道局の職員を装った悪質な訪問業者についての注意喚起	中京区役所 総務課
市民しんぶん東山区版	9月:浄水器などの悪質訪問業者に関する啓発	東山区役所 まちづくり推進課
市民しんぶん山科区版	7月:リサイクルやごみの発生を抑制に向けた啓発 9月:浄水器等の悪質な訪問販売に注意呼びかけ	山科区役所 総務課
市民しんぶん下京区版 「下京のひびき」	4月:住宅用火災警報器に関わる悪質な業者に対する注意 6月:食中毒予防の啓発 9月:食中毒予防の啓発、上下水道関係の悪質な訪問業者に対する注意	下京区役所 総務課
市民しんぶん南区版	6月:CO2排出削減に関する啓発、食の安全に関する啓発 8月:食のバランスに関する啓発 9月:悪質な訪問販売に関する啓発	南区役所 まちづくり推進課
市民しんぶん右京区版	6月:食中毒予防の注意喚起 7月:旬野菜への調理啓発 8月:京エコロジーセンター・市廃食用油再燃料化施設紹介 9月:食育問題について、悪質訪問業者への注意喚起(上下水道局) ※4~7月 CO2削減啓発(エコライフチャレンジメイト関連等)	右京区役所 総務課
市民しんぶん西京区版	4月~:正しい食習慣・食の安全等に関する啓発「食育を進めよう」連載開始 6月:生活の中でできる環境に配慮した行動の紹介 7月:食中毒予防の啓発	西京区役所 総務課
市民しんぶん伏見区版 「きらり伏見」	5月:環境月間特集(ごみ減量や省エネについての催し紹介)、「輝く伏見力」(気軽にできるごみ減量の取組について活動されている「京えこな塾」紹介), 消費者への洛南キャベツのPRイベント紹介 6月:食中毒予防啓発、「エコなび」(買い物をする際の注意) 7月:「エコなび」(部屋の中で涼しく過ごす工夫について) 9月:「伏見リサイクルフリマ」出店者募集特集, 悪質訪問業者に対する注意啓発記事, 家庭ごみ有料化について	伏見区役所 総務課

## (2) 消費者教育・啓発の充実

## ア 様々な学習機会の拡充

取組内容	推進状況	担当課			
<b>3 消費生活に関する作品募集事業の実施</b> 「くらしの達人」事業では、作品づくりを通して消費生活について考えるきっかけとして、市民から体験レポートや標語などの作品を募集し、優秀作品を表彰する。作品は、作品集を作成するほか、生活情報誌「マイシティライフ」等を通じて、市民への啓発・情報提供に利用し、被害状況の的確な把握と迅速な被害救済を図る。	<p>くらしの達人 子どもの部 標語      「お金とくらし」など3つのテーマで募集      くらしの達人 一般の部 消費者川柳      自由部門、お題部門(お題:うまい話)の2部門で消費生活に関する川柳を募集</p> <p>応募状況</p> <table> <tr> <td>子どもの部 小学生 作品数 420 点</td> </tr> <tr> <td>中学生 作品数 761 点</td> </tr> <tr> <td>一般の部 作品数 211 点</td> </tr> </table> <p>* 子どもの部、一般の部ともに2月上旬頃に表彰予定</p> <p>(⑯くらしの達人 子どもの部 標語      「買い物の工夫、お店の工夫」など5つのテーマで募集      小学生 応募作品 689 点、うち入選 32 点      中学生 応募作品 809 点、うち入選 31 点      くらしの達人 一般の部 京の知恵袋(小作文)      悪質商法撃退に関するくらしの知恵を募集      応募作品 34 点、うち入選 6 点 )</p>	子どもの部 小学生 作品数 420 点	中学生 作品数 761 点	一般の部 作品数 211 点	文化市民局 市民総合相談課
子どもの部 小学生 作品数 420 点					
中学生 作品数 761 点					
一般の部 作品数 211 点					
<b>5 食品・衛生に関する講座・教室の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>栄養改善講習会： 一般公募やグループなどの申し込みにより、健康づくりや生活習慣病の予防等のテーマに沿った講話や調理実習を実施する。</li> <li>特定給食施設指導： 健康増進法に基づいて、給食開始届及び栄養管理報告書の提出を求め、栄養管理状況を把握する。また、栄養指導員が個別巡回指導を行うほか同種あるいは類似施設の責任者及び担当者を集めた講習会を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養改善講習会 開催 28 回 参加者 546 人(9月末現在) (⑯開催 60 回 参加者 1,110 人)</li> <li>特定給食施設指導 巡回指導 32 施設 集団指導 32 回 269 施設(9月末現在) (⑯巡回指導 225 施設 集団指導 74 回 703 施設)</li> </ul>	保健福祉局 健康増進課			
<b>6 「ふれあい食体験教室」等、食育に関する講座の開催</b> 幼児期からの食事に対する意欲や関心が高められるよう食材学習や調理を体験する講座を開催する。	各保健所・支所で年1回実施 開催 7 回 受講者数 110 人(9月末現在) (⑯開催 14 回 受講者数 242 人)	保健福祉局 健康増進課			

<b>7 「市場見学会」の開催</b> せりや仲卸店舗の見学、市場関係者との懇談会を通じて、市場の仕組みや食材を学ぶ機会となる見学会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場見学会 2回 89人 (⑯2回 108人)</li> <li>・夏休み子ども市場見学会 1回 52人 (⑯1回 49人)</li> </ul>	産業観光局 中央卸売市場第一市場
<b>8 環境保全活動センター(京エコロジーセンター)における講座の開催</b> 子供から大人まで多様な世代を対象に、日・祝日、開館記念日、環境月間、夏休み、地球温暖化防止月間及び京都議定書発効記念日に、種々のイベント、セミナー、学習会を実施し、環境保全意識の普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(事業名:参加者数 9月末現在) (⑯) <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコセンひろば(日・祝日)などの京エコロジーセンター内イベント:1,092人(5,172人)</li> <li>・京エコロジーセンター開館4周年記念イベント:1,079人 (3周年:904人)</li> <li>・環境月間行事:610人(409人)</li> <li>・エコセン夏休みひろば及び夏休みイベント:1,146人 (1,900人)</li> <li>・エコセミナー:122人(323人)</li> <li>・京エコロジーセンターの館外事業(学習会等):11,827人 (21,466人)</li> </ul> </li> </ul>	環境局 地球温暖化対策課
<b>9 「チャレンジ・エコライフ・コンテスト」の実施</b> 家庭や職場における、地球温暖化防止に役立つ日常的な取組を提案、実践してもらい、優秀なものについて表彰する。	応募件数:46件 一次選考で選考した17件の取組の実践レポートを審査し、表彰を行う。  (⑯応募件数:21件 大賞1件、優秀賞3件、特別賞2件の取組を表彰。)	環境局 地球温暖化対策課

#### イ 学校における消費者教育の推進

<b>1 小学校・中学校における消費者教育の推進</b> 消費に関する的確な情報判断能力を培うため、小中学校における社会科や家庭科等を通じて児童・生徒に「物を大切にする態度」や「自主的に判断できる力」等消費者教育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全小中学校(小=181校、中=80校)における社会科や家庭科等を通じた教科指導</li> <li>・京都府金融広報委員会指定の金銭教育研究校(H18~19指定)として京都市立嵯峨中学校が金銭観や物に対する価値観の養成を図るための具体的かつ効果的な方法を研究</li> </ul>	教育委員会 学校指導課
<b>3 消費生活に関する作品募集事業の実施</b>	参照 4-(2)-ア-3	

取組内容	推進状況	担当課
<b>7 若者向けパンフレット等の発行</b> 高校生・大学生向けに、マンガを取り入れた等の工夫をしたパンフレット等を発行し、配布する。	発行なし *17年度発行分の在庫、増刷により配布を行う。 (⑯) <ul style="list-style-type: none"><li>・「十代・二十代のあなたへ-狙われた若者たち-悪質商法の甘い罠」2,000部増刷</li><li>・「契約ナビ」30,000部発行</li><li>・「賃貸アパート・マンションのトラブル(改訂版)」5,000部増刷</li></ul>	文化市民局 市民総合相談課
<b>12 小学校給食における地産地消(知産知消)の推進</b> 地場産物を使用した学校給食を通じて、子どもたちが、食材の産地、地域の伝統、食文化や、それを支える人々の苦労を知り、生産者や自然の恵みなどすべてに感謝する心を育むとともに、食の大切さを伝える知産知消(食教育)を推進する。	京都の伝統野菜を使用した給食を実施し、その生産の様子を紹介する指導資料により食指導を行う。 6月「万願寺とうがらし」、7月「賀茂なす」「伏見とうがらし」 (9月末現在) (⑯)6月「万願寺とうがらし」、7月「賀茂なす」「伏見とうがらし」、11月「水菜」、12月「金時にんじん」「聖護院だいこん」、2月「花菜」)	教育委員会 体育健康教育室
<b>13 「小学校出前板さん教室」の開催</b> 小学校に出向き、児童に対し市場の生の食材を利用した調理方法を教えながら食や環境について学ぶ教室を開催する。	小学校出前板さん教室 9校 433人 (⑯)10校 493人)	産業観光局 中央卸売市場第一市場
<b>14 小学校・中学校における環境教育の推進</b> 京都市立学校において、これまでから社会科、生活科及び総合的な学習の時間等を活用し、教科を超えた横断的・総合的な取組として行ってきた特色ある環境教育の一層の推進により、子どもたちに環境に配慮した消費生活を身に付ける。	・全市立学校・幼稚園における環境宣言の策定 ・廃品を利用したアイデア作品の制作・展示 ・リサイクル活動、地域の清掃活動への参加等 ・雨水タンク・風力発電装置の設置 ・緑のカーテン(壁面緑化)・ビオトープの整備 ・京都商工会議所による環境学習事業の実施	教育委員会 学校指導課
<b>15 環境副読本の作成</b> 学校における環境教育を促進するため、京エコロジーセンターで市内の小学4・5年生用と中学生用の環境副読本を作成し、配布する。	配布部数 小学生用 18,000 部 中学生用 15,000 部 (⑯) 小学生用 18,000 部 中学生用 15,000 部 *中学生用の内容を全面改訂した。)	環境局 地球温暖化対策課
<b>16 KES学校版の取組校の拡大</b> 教育委員会と「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」KES認証事業部が共同して、市内小・中・総合養護学校に対しKES学校版の認証取得を推進する。	小・中・総合養護学校のうち、約 200 校が認証取得に向けた取組を推進している。 (⑯)小学校 138 校、中学校 34 校、総合養護学校 4 校、計 176 校が KES 学校版「環境にやさしい学校」として認定された。)	環境局 地球温暖化対策課、 教育委員会 学校指導課

## ウ 自主的な学習活動の支援

<p><b>1 市民生活センターにおける消費生活に関する図書・教材の閲覧・貸出等,学習活動の支援</b></p> <p>市民生活センターにおいて、消費者の学習用としてビデオテープ・図書の貸出を行うとともに、消費者団体の会合や勉強会などの自主的な催しに対し研修室、会議室の無料貸出を行っている。また、適宜、講師の紹介やグループの勉強会の企画についてのアドバイスを行う。</p>	<p>図書、ビデオ等の貸出 67 件(9月末現在) (⑯301 件) 研修室、会議室の貸出 85 件(9月末現在) (⑯169 件)</p>	<p>文化市民局 市民総合相談課</p>
<p><b>4 京エコロジーセンターにおける展示・イベントスペースの貸出など、環境保全活動に取り組む市民団体等への支援の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画展示・ワークショップコーナー:企業の環境活動や京都市、NPO、学校などの様々な活動を展示する。</li> <li>・ 環境保全活動支援:団体公募により採択し、活動に要する費用の1/2 補助(上限 50 万円と 10 万円の2タイプ)の支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画展示 6事業(9月末現在) エコ教材展、水の都・京都の魅力を探る、ごみ減量展 など (⑯13事業 : 3R を広げよう展、エコ文具展、雨水利用を進めよう、エコ住宅素材展 など)</li> <li>・ 環境保全活動支援 13 活動 環境教育ツールの制作と利用、鴨川の水生生物の観察と水質調査、家族でできる環境にやさしい生活 など 支援予定総額 1,390,000 円 (⑯ 11 活動:リサイクル料理講習会、京都の水研究、環境と住まいの勉強会 など。支援総額 1,016,620 円)</li> </ul>	<p>環境局 地球温暖化対策課</p>
<p><b>5 市民活動総合センターにおけるNPO、市民活動団体等への総合的な支援の実施</b></p> <p>市民活動総合センターは、平成 15 年 6 月に、市民による自主的なまちづくり活動が一層促進されるよう、NPO やボランティア団体等による市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図るために拠点施設として、開設した。</p> <p>同センターでは、消費者団体を含む市民活動団体等に活動の場を提供するとともに、(1)市民活動に関する情報収集・提供、(2)市民活動に関する各種相談、(3)市民活動団体等の育成、(4)幅広い市民の交流の場の提供、連携・協働事業の展開及び市民活動に関する研究の 4 つの柱で事業を展開する。</p>	<p>入館者数(カウンター表示数) 72,580 人(9月末現在) (⑯139,149 人)</p> <p>相談件数 909 件 講座等参加者 504 人(9月末現在) (⑯相談件数 2,463 件 講座等参加者 1,145 人)</p> <p>ホームページアクセス件数 49,880 件(9月末現在) (⑯ 92,122 件)</p>	<p>文化市民局 地域づくり推進課</p>

## エ 地域社会等におけるリーダーの育成

取組内容	推進状況	担当課
<b>4 環境ボランティア「エコメイト」、地域リーダー「京エコサポーター」の育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境ボランティア「エコメイト」 京エコロジーセンターにおいて、市民がエコメイトとして登録し、センターの案内や展示解説、学習プログラムの企画運営などの活動を行う。</li> <li>「京エコサポーター」 3年の任期を終えたエコメイトが京エコサポーターとして登録し、エコメイト活動の支援や環境情報発信の担い手となる。また、地域の環境学習講座の講師も行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規「エコメイト」養成講座：29人を対象に環境ボランティアとしての技術を身につける講座を開催。(⑯37人)</li> <li>「エコメイト」：81人登録、活動、研修受講。(⑯85人登録)</li> <li>「京エコサポーター」：51人登録、活動(日・祝日の館内案内、地域学習会での講師など)。(⑯33人登録)</li> </ul>	環境局 地球温暖化 対策課

### (3) 消費者の意見の反映

<b>3 消費生活に関する審議会等における意見の把握</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都市廃棄物減量等推進審議会 ごみ減量の具体的な推進方法等について様々な分野から議論し、本市に提言を行うために設置された「京都市廃棄物等減量等推進審議会」について、事務局として運営を行う。</li> <li>京都市・食の安全推進協議会 市民及び有識者から構成される「京都市・食の安全推進協議会」を原則年3回開催し、京都市食品衛生監視指導計画の策定及びその他各種事業について協議し、その意見等を本市食品衛生行政に反映させる。</li> </ul>	京都市廃棄物減量等推進審議会 開催1回：5月（9月末現在） (⑯開催3回：6月、7月、3月)	環境局 循環企画課
<b>7 「市場見学会」の開催</b>	京都市・食の安全推進協議会 開催1回：6月（9月末現在） (⑯開催3回：6月、12月、3月)	保健福祉局 生活衛生課
参照 4-(2)-ア-7		

## 基本方針5 豊かなくらしをおくことができる環境の整備・創造

項目数 3 3

### (1) 食の安全の確保に向けた取組の推進

1 食の安全に関するシンポジウム・講座等の開催 消費生活講座などの事業の中で、テーマとして「食の安全」を取り入れて開催する。	「くらしのなっとくゼミナール」を「食品表示」をテーマに実施 第3回 11/29 テーマ「食品表示」 参加者 44人	文化市民局 市民総合相談課
2 「市民料理教室」等、実践型講座の開催 魚介類の調理法の普及及び生鮮食品の流通における食の安全や食文化等についての学習を目的に水産協会との共催により「市民料理教室」を開催する。	市民料理教室 5/28 「包丁教室」 参加者 76人 11/11(午前・午後) 「鮭料理」 参加者 190人 12/8,9 「京風おせち料理」 参加者 179人	文化市民局 市民総合相談課
3 食品・衛生に関する講座・教室の開催	参照 4-(2)-ア-5	
4 「ふれあい食体験教室」等、食育に関する講座の開催	参照 4-(2)-ア-6	
8 小学校給食における地産地消(知産知消)の推進	参照 4-(2)-イ-12	
10 「市場見学会」の開催	参照 4-(2)-ア-7	
11 「鍋まつり」の実施 栄養バランスがよく食品としても優れた特性を持つとともに、みんなで楽しむことのできる「鍋」をキーワードに、市場の食材を使った新しい鍋メニューの提案や食育の推進等に取り組む。	11/23 開催 来場者数 約 62,000人 (⑦11/23 来場者数 約 56,000人)	産業観光局 中央卸売市場第一市場
12 「ミートフェア」の実施 中央卸売市場第二市場が食肉の流通に重要な役割を果たしていることや食肉卸売市場の機能を広く市民にPRし、併せて食文化の向上と国産牛肉の安全・安心・美味しさを広く市民に啓発することで食肉の消費の拡大を図る「ミートフェア」を実施する。	11/12 開催 来場者数 約 2,600人 (⑦11/6 来場者数 約 2,100人) ・食肉についての普及、啓発(パネル展示、冊子の配布) ・京都肉等の銘柄和牛の試食、販売 ・産地直送の農畜産物品の販売等	産業観光局 中央卸売市場第二市場
13 「食の海援隊・陸援隊事業」の実施 食の海援隊・陸援隊(市場会員制度)の活動を通じて、食に関する様々な知識や経験を積み、生産者や市場関係者とともに食のあるべき姿を考える市民を育成する。	会員 565人 講演会1回 産地支援ツアーアー2回 食情報誌の発行3回 (⑦会員 528人 講演会 2回 産地支援ツアーアー2回 料理教室 1回 食情報誌の発行 5回)	産業観光局 中央卸売市場第一市場
14 旬の時期の栽培推奨による京都市内産の野菜の減農薬・減化学肥料栽培の普及 野菜本来の旬の時期の栽培を推奨し、旬野菜品評会の開催や販売促進活動を行う一方で、生産農家に対して減農薬・減化学肥料栽培を指導して、環境に優しい安全・安心な農業を普及する。	旬野菜認定農家戸数 586戸(9月末現在) (⑦ 560戸)	産業観光局 農業振興整備課

## (2) 環境に配慮した活動の推進

取組内容	推進状況	担当課
<b>1 環境に関するシンポジウム・講座等の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球環境問題連続セミナー 大学生、企業経営者、市民等を対象に、「地球温暖化」をテーマに、専門的なセミナーを開催する。</li> </ul>	3回連続のセミナーを実施する。(予定含む) 第1回 11/25 「地球温暖化のしくみと影響」「地球温暖化問題に国際社会はいかに取り組んでいるのか」 第2回 12/9 「京都議定書の目標を日本は達成できるのか」「地域発！地球温暖化防止」 第3回 12/23 「京都市の地球温暖化対策」「私たちができる省エネのとりくみ」「地球に優しいエネルギーをつくりだす」「地球に優しい私たちの街づくり」  (⑯ 3回連続のセミナーを実施した。 第1回 「地球温暖化で何がおこるか～地球温暖化のしくみと影響を考える～」 113 人参加 第2回 「地球温暖化に国際社会はいかに立ち向かっているのか」 87 人参加 第3回 「日本は京都議定書の約束を守ることができるか～日本の役割、自治体の役割、私たちの役割～」 73 人参加)	環境局 地球温暖化対策課
<b>2 過大包装疑義商品試買調査の実施</b>	参照 1-(2)-ア-3	
<b>3 過大包装・過剰包装に関する事業者団体への注意喚起</b>	中元期、歳暮期に要請文送付 京都百貨店協会等 11 件	文化市民局 市民総合相談課
<b>4 環境家計簿の普及</b> 「環境家計簿」を用いて、市民による環境への負荷の少ない生活(エコライフ)を普及させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境家計簿： 参加者 203 人(9/20 現在) (⑯694 人) 3箇月版環境家計簿を 11 月に改訂した。</li> <li>・こどもエコライフチャレンジ： 参加児童 231 人(⑯134 人) 社団法人京都青年会議所と協力のもと、子供向け環境家計簿「こどもエコライフチャレンジ」の3校(⑯1校)のモデル小学校で、5年生の児童を対象とした学習会を実施し、子供を中心に家庭でエコライフに取り組んだ。</li> </ul>	環境局 地球温暖化対策課

<b>5 環境に配慮した商品購入の促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入促進事業の推進 京都グリーン購入ネットワークと協働し、商品やサービスを購入するときに、環境への負荷が出来るだけ小さいものを選んで購入するグリーン購入の普及活動に取り組む。</li> <li>家電製品の省エネラベルの普及促進 家庭からの温室効果ガスの排出量を抑制するため、京都市地球温暖化対策条例で家電製品への省エネラベルの貼付を義務付け、消費者の省エネ機器の購入を促進させる。</li> </ul>	<p>グリーン購入促進事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「エコ発注ソフト」の普及</li> <li>サンプル商品セットの充実</li> </ul> <p>(⑯)・環境に配慮した印刷物の仕様書を作成する「エコ発注ソフト」の製作</p> <p>・企業見学会の開催</p> <p>・ターゲット別グリーン購入普及セミナー</p> <p>・サンプル商品セットの開発)</p> <p>家電製品の省エネラベルの普及促進</p> <p>10/1：エアコン、電気冷蔵庫、テレビの3品目とした。</p> <p>(⑯)10/1：エアコンを対象品目として条例を施行した。)</p>	環境局 地球温暖化 対策課
<b>9 ISO14001認証取得を目指す企業への支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境マネジメントシステムパンフレットの作成</li> <li>環境関連法規の制定、改正の情報提供、相談</li> </ul>	企業への情報提供・相談件数 54 件（9月末現在） (⑯)79 件)	環境局 環境管理課
<b>10 京都環境マネジメントシステム規格「KES」の認証の普及</b>	<p>中小企業の環境経営の取組を促進するため、環境マネジメントシステムの国際規格ISOの主旨を活かし、取組内容をより分かりやすく、かつ容易にした規格であるKESの普及促進のため、セミナーを開催し、新たに認証取得する事業者を広げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内KES認証取得事業者数 313 件（9月末現在） (⑯) 264 件)</li> <li>環境マネジメントセミナー 開催1回 20 人参加(9月末現在) (⑯) 開催 5 回 213 人参加)</li> </ul>	環境局 地球温暖化 対策課
<b>11 業界別自主行動計画の実施・成果に対する支援</b>	<p>廃棄物の排出事業者や処理業者から廃棄物の発生量やその処理状況等と共に、各企業が取り組んでいる自主的な取組についても報告聴取し、これらを取りまとめたうえでホームページなどにより広く公表するとともに、環境問題に取り組んでいる企業を優良事業者として評価したり、廃棄物処理業者の選定に際する情報として活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度周知パンフレットの作成</li> <li>「産業廃棄物自主行動計画」説明会 (2回開催、合計 40 社出席)</li> <li>ホームページによる公表 12月、5 社</li> </ul> <p>(⑯)「京都市産業廃棄物処理に係る事業者の自主的取組の公表等に関する要綱」の策定)</p>	環境局 廃棄物指導 課
<b>12 小学校・中学校における環境教育の推進</b>	参照 4-(2)-イ-14		
<b>13 KES学校版の取組校の拡大</b>	参照 4-(2)-イ-16		
<b>14 「京都環境賞」の実施</b>	<p>市民の自主的な環境保全活動を更に推進するため、先進的・斬新的な手法等で地球温暖化防止や循環型社会の形成など、環境保全に関する将来性のある活動に取り組んでいる方を表彰する。</p>	<p>10/16～11/30 まで募集を行う。選考委員会で被表彰者を決定する。</p> <p>(⑯) 応募件数:16 件 京都環境賞1件、特別賞5件、計6件の取組を表彰)</p>	環境局 地球温暖化 対策課
<b>15 「チャレンジ・エコライフ・コンテスト」の実施</b>	参照 4-(2)-ア-9		

取組内容	推進状況	担当課
<b>17 「伏見リサイくるっとフリマ」の実施</b> <p>リサイクルという最も身近ですぐに行動に移しやすい環境活動を行う場をリサイクル・フリーマーケットという形で区民に提供することで区民の環境活動の輪を広げることを目的とする。</p> <p>また、楽しみながら環境について考えることの出来る「環境啓発コーナー」を設置することで、身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境問題に対する区民意識の向上を図る。</p>	<p>日時 11/12 午前 10 時～午後 3 時 ＊雨天のため 11/11 から順延して開催した。</p> <p>会場 伏見桃山城 来場者数 約 1,800 人</p> <p>内容 ・リサイクル・フリーマーケット(75 区画) ・環境啓発コーナー</p> <p>企画・運営 「きらり伏見区まちづくりプロジェクト会議」 区民ボランティアなどで構成、平成 18 年度メンバー総数 62 人。企画・運営の検討のため計 9 回開催した。</p> <p>(⑯)日時 11/5 午前 10 時～午後 3 時 会場 伏見桃山城 来場者数 約 2,600 人</p> <p>内容 ・リサイクル・フリーマーケット(70 区画) ・環境啓発コーナー</p> <p>企画・運営 「きらり伏見区まちづくりプロジェクト会議」 メンバー総数 48 人 )</p>	伏見区役所 総務課

### (3) 高度情報通信社会への対応

<b>4 情報化関連トラブルに関する啓発冊子類による情報の提供</b> <p>情報通信技術の利用が困難な市民にも配慮し、啓発冊子類を利用して情報化関連トラブルへの情報提供を推進する。</p>	<p>生活情報誌「マイシティライフ」No.190 に「電話機リース被害」記事掲載</p> <p>(⑯) 生活情報誌「マイシティライフ」No.186 に「アダルト情報サービスの不当請求」記事掲載 チラシ「架空請求にご注意」1,200 部発行)</p>	文化市民局 市民総合相談課
<b>7 ホームページ等の情報通信技術を活用した講座、教室等の学習情報の提供</b> <p>生涯学習に関する情報を、インターネット及び携帯電話サービスなどにより提供し、市民の生涯学習活動を支援する。</p>	<p>アクセス件数 8,580 件(9 月末現在) (⑯ 17,000 件)</p>	教育委員会 生涯学習推進担当
<b>8 京エコロジーセンターにおける環境保全に関するパソコンシステムでの情報の提供</b> <p>センターの活動をホームページ上で紹介する。さらに環境に関する幅広い情報の発信拠点としての機能を充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの追加更新</li> <li>・図書検索システム上の図書の追加更新</li> <li>・新パソコンシステムの検討 など</li> </ul>	環境局 地球温暖化対策課

#### (4) 京都固有の生活文化に根ざした活動の推進

<b>1 生活文化に関する講座等の開催</b> 消費生活講座などの事業の中で、テーマとして「生活文化」を取り入れて開催する。	8/8 第2回「暮らしのなっとくゼミナール(夏休み親子教室)」の開催 テーマ:インターネット, リサイクル 対象:小学生およびその保護者 参加者 33人 (⑯)夏休み親子セミナー テーマ:リサイクル他 対象:小学生およびその保護者 参加者 55人)	文化市民局 市民総合相談課
<b>5 小学校給食における地産地消(知産知消)の推進</b>	参照 4-(2)-イ-12	
<b>6 「小学校出前板さん教室」の開催</b>	参照 4-(2)-イ-13	
<b>7 「食の海援隊・陸援隊事業」の実施</b>	参照 5-(1)-13	
<b>8 旬の時期の栽培推奨による京都市内産の野菜の減農薬・減化学肥料栽培の普及</b>	参照 5-(1)-14	
<b>9 小学校・中学校における環境教育の推進</b>	参照 4-(2)-イ-14	
<b>10 京町家なんでも相談の実施</b> (財)京都市景観・まちづくりセンターにおいて、京町家に関する市民からの相談等について、センター職員が不動産業者、大工・工務店、建築士と連携して「京町家なんでも相談」を実施する。	相談件数 118 件 (9月末現在) (⑯)309 件)	都市計画局 都市づくり推進課